

平成

五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

二十三年

平成二十三年三月十六日(水曜日)

議事日程(第四号)

平成二十三年三月十六日 午前十時開議

- 第一 議第三十二号 字の区域及びその名称の変更についての訂正について
- 第二 議第一号 五條市文化財保存基金条例の制定について
- 議第八号 五條市立中央公民館条例等の一部改正について
- 議第十六号 平成二十二年五條市一般会計補正予算(第五号)議定について
- 議第三十二号 町の区域及びその名称の変更について
- 第三 議第二号 議第十六号 平成二十二年五條市一般会計補正予算(第五号)議定に対する付帯決議について
- 第四 議第二号 五條市保健・医療支援基金条例の制定について
- 議第三号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について
- 議第四号 五條市自転車等の放置防止に関する条例の制定について
- 議第五号 五條市地籍調査推進委員会条例の制定について
- 議第七号 五條市手数料徴収条例の一部改正について
- 議第十二号 五條市営住宅条例等の一部改正について
- 議第十四号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の廃止について
- 議第十五号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定について

- 議第十七号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定について
- 議第十八号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定について
- 議第二十一号 平成二十二年五條市水道事業会計補正予算（第二号）議定について
- 第五 議第二十二号 平成二十三年五條市一般会計予算議定について
- 議第二十三号 平成二十三年五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十四号 平成二十三年五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第二十五号 平成二十三年五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十六号 平成二十三年五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十三年五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十三年五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十三年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十号 平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十一号 平成二十三年五條市水道事業会計予算議定について
- 第六 議第三十三号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の一部改正について
- 第七 議第三十四号 五條市簡易水道設置条例の一部改正について
- 第八 議第三十五号 工事請負契約の締結について
- 第九 発議第三号 奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため公的存続法の早期成立を求める意見書について
- 第十 発議第四号 医師、看護師、介護職員的大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書について
- 第十一 発議第五号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対することを求める意見書について
- 第十二 発議第六号 南和地域における産科入院体制の充実を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十五名）

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
田	大	土	花	峯	山	益	池	藤	川	太	堀	吉	山	福
原	谷	井	谷	林	田	田	上	富	村	田	川	田	口	塚
清	龍	康	昭	宏	澄	吉	輝	美	家	好	浩	雅	耕	
孝	雄	嗣	典	政	雄	博	雄	子	廣	紀	美	範	司	実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

事務局職員出席者

事務局次長	事務局次長	庶務課長	秘書課長	企画財政課長	監理管財課長	大塔支所長	西吉野支所長	会計管理者	教育部長	消防長	上下水道部長	健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長	総務部長	市長公室長	教育長	副市長	市長
乾	川	上	菊	福	新	土	福	谷	櫻	窪	辻	森	櫻	森	下	吉	赤	榮	吉
	西		谷	塚	井	井	井	口	内		本	本	井	本	村	田	井	林	野
	敏	孝	眞	勝	健	祥	純	幸	成	佳	衡	敏	敬	元	洋	辰		勝	晴
旬	美	男	宜	彦	夫	嗣	二	雄	吉	秀	司	弘	三	三	次	雄	猛	美	夫

事務局係長 笹谷 豊
事務局主任 馬場 由美子
速記者 柳ヶ瀬 五美

午後二時四十分再開

○議長（川村家廣）ただいまから、去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

会議に入る前に、去る三月十一日に発生しました東北地方太平洋沖地震により亡くなりました多くの方々に哀悼の意をささげ、被災者の皆様におかれましては心からお見舞いを申し上げます。

今なお、安否がわからない多くの方々の御無事を願いますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

ここに亡くなりました多くの方々の御冥福を祈り、一分間の黙とうをささげたいと思います。

議場内の皆様、御起立をお願いいたします。黙とう。

〔黙とう〕

○議長（川村家廣）黙とうを終わります。

御着席ください。御協力ありがとうございました。

○議長（川村家廣）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、議第三十二号 字の区域及びその名称の変更についての訂正についてを議題といたします。

訂正の理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程いただきました日程第一、議第三十二号 字の区域及びその名称の変更についての訂正について御説明を申し上げます。

本案では、西吉野町和田の区域の一部につきまして、字の区域及びその名称の変更とした上、本定例会に御提案申し上げたところでございますが、その後、県当局より、議案等につきまして、合併時の「字」から「町」への名称変更及び本件変更に伴う県告示との整合性を図るため「町の区域及びその名称」とすることが適当である旨の指導がございました。

このことから、提出議案件名及び本文中「字の区域及びその名称」を「町の区域及びその名称」に訂正をお願いするものでございます。

また、先の議案審議におきまして、地番につきましては、特段の変更はない旨、御説明を申し上げておりましたが、その後におきまして、新たに設定することも可能なことが判明したため、地元関係者の意向も踏まえた上で、重要文化財堀家住宅を「賀名生一番地」とし、以下「二十番地」まで新たな地番として設定することとさせていただきます旨に、先の発言を訂正させていただきますたく存じますので、誠に恐縮と存じますが、これら訂正につきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）訂正の理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）ただいま説明のとおり議第三十二号につきましては、本会議で総務文教常任委員会に付託されたわけでありまして、そして市長部の説明を承認、可決させていただいたわけでありすけれども、それ以後におきまして、今市長公室長の方から説明がありましたように、字を町に、そして地番も変更しなければならぬということになる内容に変更されたわけでありすけれども、この件で要望書を出しておられます杉本●●さん、堀さん、辻内さん等々はもちろん、この町名を変更する地域内で居住しておられる皆さん方の、ただいま提出されました内容について同意をいただいておりますのかどうか、もう一度確認しておきたいと思っております。

○議長（川村家廣）吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄）十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問の件につきましては、要望者三名の同意をいただいております。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 町名変更になるその地域の中で居住しておられる皆さん方の同意はどうか。

○議長（川村家廣） 吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄） 十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

居住されている方につきましても、同意をいただいております。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

お諮りいたします。議第三十二号 字の区域及びその名称の変更についての訂正について、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって議第三十二号 字の区域及びその名称の変更についての訂正については承認されました。

○議長（川村家廣） 日程第二、議第一号、議第八号、議第十六号及び議第三十二号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○総務文教常任委員長（大谷龍雄） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第一号、議第八号、議第十六号及び議第三十二号の四議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月七日の本会議において当委員会に付託され、八日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第一号 五條市文化財保存基金条例の制定につきましては、伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物の保存及び活用並びに歴史的景観の保全及び形成に資する事業を推進し、指定文化財の保存及び修理に充てるための五條市文化財保存基金を設置するために必要な事項を定めたとなど、当局の詳細な説明により承した次第であり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八号 五條市立中央公民館条例等の一部改正につきましては、市内の指定管理施設のうち五條市立中央公民館を始めとする二十施設において、不測の事態等により指定管理者が不在の期間は、市がその管理業務を行うことなど当局の詳細な説明により了承した次第であり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十六号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましては、退職手当四億八千九百六十四千円、きめ細かな交付金事業三億二千四百四十七万三千円、財政調整基金ほか基金積立金八億九千九百九十九千円、地方債繰上償還金三億五千五百二十三万七千円等の追加及び林業振興費更正減一千五百八十四万四千円等で、総額二十二億五百五十四万九千九百九十九円を増額し、その財源は国庫支出金、県支出金、繰越金、市債等で賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八十三億六千九百九十七万一千円とする歳入歳出予算の補正及び繰越明許費並びに地方債を補正することなど、当局の説明に対し、各委員から質疑等がありました。

まず、道路維持費と道路新設改良費の工事箇所名等についてただしたのに対し、「道路維持修繕に係るのは、市道大津一〇号線ほか十四路線の工事請負費四千四百十万円、災害にはならないが安全性に欠け、緊急度の高い箇所である。道路改良に係るのは、市道住川二三号線ほか七路線の工事請負費三千百万円で、道路舗装に係るのは、神野百谷線ほか四路線の工事請負費一千三百万円である。」との答弁がありました。委員からは、当初予算額を上回る今回のような補正予算措置については、当初予算編成時の危険箇所に対する市民の要望がどの程度取り入れられたのか懸念されるとの意見がありました。

次に、五條駅入口段差解消に伴う設計業務委託による今後の取組についてただしたのに対し、「段差解消の工事施工についてJR側の承諾は完了している。施工箇所等の詳細は今後の協議になるが、平成二十三年度中にはしゅん工してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、市立五條文化博物館のマイクロバスの利用方法と管理等についてただしたのに対し、「従来、小・中学生や市内の文化財巡りに利用していたが、平成二十一年九月に故障のため廃車とした。しかし、平成二十三年四月から再び開館することになったので二十六人乗りのマイクロバスを購入し、指定管理者が管理する予定であるが、マイクロバスの所管は文化財課となるので他課の利用等もできるような指定管理者と話し合いたい。」との答弁がありました。

次に、大塔町の五條市教職員住宅の利用状況等についてただしたのに対し、「現在の新しい住宅六戸は全室使用しているが、今回の補正予算で小学校横の平屋建て木造住宅の主に水回り部分や畳等を改修し、今後の教職員の異動配置等に備えるものである。」との答弁がありました。

次に、新し尿処理施設整備に伴う吉野町負担金についてただしたのに対し、「衛生センターの建て替えに伴い、平成二十二年十月にし尿処理施設整備

備協議会を立ち上げ、費用負担割合等を協議しているところである。新年度に予定している協定書の締結までの間は、現在交わしている覚書に基づき暫定的にその負担割合を準用し、測量委託料等の三分の一に当たる四百七十二万二千元を歳入予算に計上した。」との答弁がありました。

次に、繰越明許費についてただしたのに対し、「平成二十二年度の一般会計当初予算及び九月定例会の一般会計補正予算（第三号）から今回の補正予算（第五号）で予算化した事業のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができるよう繰越明許費として計上したものである。」との答弁がありました。

次に、本年度の退職者数等についてただしたのに対し、「定年退職者七名、勸奨退職者十四名、自己都合退職者五名の合計二十六名となる。また、臨時職員に対する退職手当の支出はない。」との答弁がありました。

次に、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの同時接種を受けた乳幼児が死亡した事例に対する厚生労働省からの通知と五條市の対応についてただしたのに対し、「平成二十三年三月四日の午後十一時頃に厚生労働省から、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンを含む同時接種による死亡報告と接種の一時的見合せについてという文書がメールにより通知され、奈良県からは午後十時三十分電話による連絡があったため、市内の医療機関に対し、翌五日の診療開始前にワクチン接種中止の指示を出した。因果関係がはっきりするまでは当分の間中止ということなので、医薬品安全対策調査会による究明の結果を待ちたいと思っている。」との答弁がありました。

次に、十津川分署の緊急通信指令システム改修委託料についてただしたのに対し、「今回の委託料全額が十津川村からの消防事務受託負担金となっており、十津川分署の建設費用についても同様である。」との答弁がありました。

次に、再度市立五條文化博物館のマイクロバスの購入についてただしたのに対し、「二十三年間使用していたマイクロバスは、故障により廃車したままになっていた。博物館の運営上や利便性などからマイクロバスの購入については考えていたが、財政的な面からそのままの状態となっていたもので、今回の国の交付金に併せて予算要求を行った。」との答弁がありました。

また、委員から、五條市コミュニティバスをもう一台増やすことについての考え方をただしたのに対し、「バスやタクシー業界がある中で、限られた予算を考慮しながら、知恵を出して研究してまいりたい。また、当面は一台で運行するが、市民からの意見、利用頻度、財政面等を総合的に判断して考えてまいりたい。」との答弁がありました。

意見調整のため、午前十一時四十二分に休憩しました。

午後一時三十五分から審査を再開し、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、太田副委員長から、議第十六号 平成二十二年五條市一般会計補正予算(第五号)議定に対する付帯決議案が提出されました。その内容は、「数多くの繰越事業については、計画性に十分配慮し、繰越しとなる原因の究明と速やかな事業完了を求める。また、交通空白地域解消のため本年四月一日から実施する五條市コミュニティバスの運行に当たっては、多くの市民の利便性に応え、より細やかな対応をするためにコミュニティバスの台数を増やすこと。」とするもので、採決の結果、全員一致をもって付帯決議を付すことに決しました。

次に、議第三十二号 町の区域及びその名称の変更につきましては、歴史的に由緒ある「賀名生」の地名の復活を求める地元からの要望があり、観光振興を始め地域の活性化を図るために西吉野町和田の堀家住宅及び賀名生の里歴史民俗資料館等を含む一部区域を「和田」から「賀名生」に名称変更するもので当局から説明がありました。委員から、西吉野町の字名についてただしたのに対し、「西吉野町和田と西吉野町賀名生が存在することになる。」との答弁があり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

後日、提出されました「議第三十二号 字の区域及び名称の変更について」は、理事者から議案の訂正の申出があり、本日、承認されたところでありませんが、当委員会において審査の内容に特段の変更が生じない旨確認いたしましたので、再度の審査は特に行いませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○議長(川村家廣) この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る七日に行いました議案審議において既に終了いたします。ります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、堀川浩美議員の発言を許します。(「四番」の声あり) 四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美登壇〕

○四番(堀川浩美) 議長から発言の許可をいただきましたので、総務文教常任委員長から御報告がありました議第三十二号 町の区域及びその名称の変更について、原案に賛成の立場から討論いたします。

本案は、歴史的由緒ある地名である「賀名生」という地名を復活し、歴史的・文化的価値のある特別な地域としてアピールし、観光振興を始め、地

域活性化のきっかけとするため、西吉野町和田の区域中、一部区域を「和田」から「賀名生」に変更しようとするものであります。御存じのとおり賀名生という地名は、南北朝時代から昭和三十四年の旧西吉野村発足時までの長きにわたり地名として用いられてきた、南朝三帝にゆかりの深い歴史的由緒ある地名でございます。

賀名生という地名の復活が、今後の地域の発展はもちろんのこと、五條市の観光振興にもつながると確信するところであります。本案については原案のとおり可決すべきであると申し上げまして、私の討論といたします。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（川村家廣） 以上で討論を終結いたします。

これより本四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第三、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 発議第二号 議第十六号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定に対する付帯決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出するので決議を求めらる。

平成二十三年三月十六日提出

提出者 五條市議会総務文教常任委員会

委員長 大谷龍雄

○議長（川村家廣） 提案の趣旨説明を求めます。総務文教常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○総務文教常任委員長（大谷龍雄）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第二号 議第十六号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定に対する付帯決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

議第十六号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定に対する付帯決議（案）

平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第五号）については、退職手当、きめ細かな交付金事業、財政調整基金等積立金及び地方債繰上償還金等の事業に対応すべく、過去に例のない約二十二億円に上る補正予算額となっている。

交付金事業等の配分においては、特に緊急性を要し、公平性に十分配慮した予算編成が求められるところである。

また、補正予算等による事業の繰越しが、件数、金額ともに大きなウェートを占めていることから、今後はその計画性に十分配慮するとともに、繰しとなる原因を究明し、速やかな事業完了を求めるものである。

本年四月一日から一台で運行する五條市コミュニティバスの実施に当たっては、一部施設に独自のバス購入予算が計上されているが、交通空白地域の多くの市民の利便性に比べ、より細やかな対応をするために、コミュニティバスの台数を増やすことを求めるものである。

以上、決議する。

平成二十三年 三月十六日

五 條 市 議 会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件に対する討論は省略いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。議第十六号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定に対し、本件のとおり付帯決議を付すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立全員であります。

よって議第十六号に対し、本件のとおり付帯決議を付すことに決しました。

○議長（川村家廣）次に日程第四、議第二号から議第五号、議第七号、議第十二号、議第十四号、議第十五号、議第十七号、議第十八号及び議第二十一号の十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会益田吉博委員長。

〔厚生建設常任委員長 益田吉博登壇〕

○厚生建設常任委員長（益田吉博）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第二号から議第五号、議第七号、議第十二号、議第十四号、議第十五号、議第十七号、議第十八号及び議第二十一号の十一議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月七日の本会議において当委員会に付託され、九日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二号 五條市保健・医療支援基金条例の制定につきましては、本市における保健及び医療の充実と発展を図るための五條市保健・医療支援基金を設置するために必要な事項を定めたことなど当局から説明がありました。委員から、基金の積立額の規模等についてただしたのに対し、「このたびの補正予算に五條市保健・医療支援基金費として一億円を計上している。基金設置の主な目的に「へき地医療」というものがあり、県内他市に同様の名称による基金の設置はない。」等の答弁があり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定並びに議第十四号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の廃止につきましては、一括して当局から説明を受け、審査を行いました。

まず、議第三号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定につきましては、五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会における検討結果を受け、伝統的建造物群保存地区内における建築基準法による制限を緩和するため、道路内の建築制限の緩和及び建築面積の敷地面積に対する割合の制限の緩和など必要な事項を定めたことなど当局から詳細な説明がありました。

また、議第十四号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の廃止につきましては、五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関し必要な事項の調査、審議及び建議を行い、条例案等を作成して市長に提案する検討委員会の目的が終了したため本条例を廃止し、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするもので、当局の詳細な説明により了承した次第であり、本二議案につきましては、慎重審査を経て一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四号 五條市自転車等の放置防止に関する条例の制定につきましては、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、通行の障害を除去し、市民の良好な生活環境を形成するために必要な事項を定めたことなど当局の詳細な説明により了承した次第であり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五号 五條市地籍調査推進委員会条例の制定につきましては、地籍調査実施地区ごとに地籍調査推進委員会を設置し、地籍調査事業の円滑な推進を図るために必要な事項を定めたことなど当局から説明がありました。委員から、地籍調査推進委員の人数等についてただしたのに対し、「委員は、調査実施地区関係者及び学識経験者のうちから市長が若干人を委嘱することになっているが、調査実施地区の面積などを勘案しながら十数名の予定で今後相談して決定してまいります。また、実施地区ごとに地籍調査推進委員会を設置するものである。」との答弁があり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七号 五條市手数料徴収条例の一部改正につきましては、地籍調査の成果関係手数料を徴収する規定を加えることなど当局から詳細な説明があり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十二号 五條市営住宅条例等の一部改正につきましては、公営住宅における暴力団排除についての指針に基づき公営住宅等の暴力団排除

のために住宅明渡し請求等の条項を追加することや市営十日市住宅の除却に伴い別表第一から削除することなど当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十五号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定につきましては、現在の指定管理者から本年三月三十一日をもって指定管理協定解除の申入れが出されたため、指定管理者制度導入に関する指針に基づき、昨年十二月一日から本年一月十四日の間に管理運営団体の募集を行い、指定管理者選定委員会において候補者を選定の結果、指定管理者としてアスカ美装株式会社、平成二十三年六月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局から説明がありました。委員から、指定管理者の募集の方法として過去には一団体一施設であったとの認識や指定管理の候補者等についてただしたのに対し、「平成二十一年三月議会において担当部長から、多くの方に応募の機会を与えるために一団体一公園の制約を設けているとの答弁をし、上野公園を含め三公園を同一時期に募集したときの募集要項では一団体一公園の応募とする制約を設けていたが、これは三公園を同時に募集することと解釈している。今回の候補者の社員が他の指定管理施設において起こした不祥事については、担当部局で、てん末書を徴収したのち規定に基づく指示書を出しているところであり、他市や他府県の条例等に罰則規定を具体的数値で規定している事例は見受けられないが、市が損害を被った場合の対処として協定書に盛り込む作業を現在進めているところであり、総合的に勘案して判断してまいりたい。また、募集期間中に事件が発覚し、適正を期するための指示を出していることになるが、申請書の受理を拒否する理由にはならず選定委員会に委ねたところである。」等の答弁とともに、応募内容や選定委員会の審査内容、結果等の説明がありました。委員からは、指定管理者の管理責任を問わない前例となることに懸念を抱くとの発言とともに、この不況下においては一団体一施設の指定管理が望ましいとの提言があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十七号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、保険給付費五千四百万円及び国庫負担金返還金二千五百九万一千円を追加並びに共同事業拠出金一千九百五十五万二千円を減額し、その財源を繰越金で賄う歳入歳出予算の補正で、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十八号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、修繕料等の業務費二千三百七十五万二千円を追加し、その財源を一般会計繰入金で賄う歳入歳出予算の補正並びに簡易水道施設改修事業の繰越明許費の補正で、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十一号 平成二十二年五條市水道事業会計補正予算（第二号）議定につきましては、業務の予定量中、老朽管更新事業を一千百万円

から三千六百七十二万五千円に改め、水道事業費用の消費税納税予定額十七万五千円を追加し、資本的収入五百万円の増額及び資本的支出三百六十三万三千円の減額をするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、先の一般質問における南和の医療体制等における産科等の問題に対する理事者側の答弁に相違が感じられたことから、再度、南和医療等の現状について報告を受けた次第です。

以上、御報告申し上げます。

○議長（川村家廣）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案に対する討論は省略することに決しました。

これより本十一議案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議案第二号 五條市保健・医療支援基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議案第三号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第四号 五條市自転車等の放置防止に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第五号 五條市地籍調査推進委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第七号 五條市手数料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第十二号 五條市営住宅条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第十四号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第十五号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第十七号 平成二十二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第十八号 平成二十二年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第二十一号 平成二十二年度五條市水道事業会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、日程第五、議第二十二号から議第三十一号までの十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会田原清孝委員長。

〔予算審査特別委員長 田原清孝登壇〕

○予算審査特別委員長（田原清孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第二十二号から議第三十一号までの十議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月七日の本会議におきまして、平成二十三年度の各会計予算案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、峯林宏政議員、益田吉博議員、藤富美恵子議員、吉田雅範議員、山口耕司議員、田原清孝の七名が選任され、本会議終了後の委員会におきまして、委員長に私、田原清孝が、副委員長に山口耕司委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については十日及び十一日の二日間とすること並びに審査の方法及び順序について協議いたしました。

以下、十日に開会いたしました審査の概要を報告いたします。

始めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 本市で初めて高病原性鳥インフルエンザ被害が発生し、三月六日には宮崎県門川町で六羽の鶏から高病原性鳥インフルエンザのウイルスが検出されたことから、五條市及び奈良県においても今後必要とされる感染防止対策についてただしたのに対し、「五條市議会において高病原性鳥インフルエンザ被害の再発防止と市民への速やかな情報提供を求める決議を可決されたところであるが、法定伝染病でもあり、再発防止には国を挙げてその原因究明等に取り組まなければならないと考えている。昨日の奈良県との打合せでは、初動体制としての防疫対策は完了したとの報告を受けたところであり、高病原性鳥インフルエンザなどで殺処分した家畜について評価額の全額を補償する閣議決定もなされたところである。まずは養鶏農家の自己防衛が一番大事であると考えてるが、市としてもその支援にも努め、今後は反省も含めて再発防止に取り組んでまいりたい。」等の答弁がありました。したが、委員からは、今後必要とされる恒常的な最低限の感染防止対策についての強い要望がありました。

二 南和地域の医療体制における産科等の問題についての一般質問に対する答弁が的確性に欠けていたため、改めて市の対応についてただしたのに対し、「南和地域における医療の問題は大変重要なことであり、南和の医療体制の在り方の基本理念は、一市三町八村が主体的に支えていくということになっている。一番人口の多い五條市に救急病院を位置付け、小児科や産科は必要であると考えている。」等の答弁がありました。委員からは、救急病院での分べんは当面休止とする二月十七日開催の協議会では異議を訴える意見がなかったとする発言がありました。

三 市長就任後に工事中止の新聞発表をした消防庁舎の建設については、人口や住宅の密集度を考慮して、消防本庁舎を今井町の予定地に、分庁舎は面積の広い西吉野町に建設することが効率的であるとただしたのに対し、「危険を分散し、奈良県立五條病院存続の問題や吉野郡全体を見渡したときのヘリポートの必要性から、高圧線、学校、通学路などを考慮すれば丹原町と現庁舎の改修が望ましいと考えている。」等の答弁がありました。

委員からは、奈良県立五條病院は救急病院とするか地域医療センターとするかの協議はあるが、存続についての協議はない。また、地震が多発している中、現庁舎は一部耐震性に欠けており、消防庁舎建設事業に未着手で、いまだ有利な財源の活用もできずにいるその責任は市長にあるとの指摘がありました。

四 五條市塵芥処理施設の建設に関する協定書第三項の操業年限は、基本的に二十年とし、施設機能良好な場合は五年延長し、稼働十五年経過時点より次の更新等について協議するとした規定の解釈についてただしたのに対し、「行政の判断としては、基本的に二十年で、施設機能良好なときは五年延長の二十五年と解釈し、地元もそのように解釈しており、これが一番正しいと判断している。」等の答弁がありました。委員からは、地元の同意が得られれば、二十五年以降も操業できると解釈しており、市長と地区代表者が参加する協議会を設置して意見を聞くべきであるとの指摘がありました。

また、南阿田町に特定して新施設の基本構想策定予算を計上していたことや地元配布した資料で市が事業主体となるバイオマス施設を併設するということについてただしたのに対し、「種々の資料から、将来を考えてその構想を持っているのは事実である。しかし、予算が可決され、調査の結果が不適当となれば新たな場所を考えるとということである。」等の答弁がありました。市長の執行権と承認する側の議員の立場が違ふことを指摘する意見がありました。

五 五條市過疎地域自立促進計画に盛り込まれている新金剛トンネル整備事業についてただしたのに対し、「計画書の再提出は確認しているところである。この新金剛トンネル整備事業は、本市にとって大変必要であるという思いと、一つの目標・計画という意味合いもあり、市の熱い思いを国や県に示すものである。過疎計画期間の六年間の事業費は、四十二億二千五百円で、総事業費は約三百億円であるが、国の地方債計画の中に過疎債の予算があり、五條市だけの過疎債充当には限度がある。」等の答弁がありました。

六 中山間地域支援問題についてただしたのに対し、「平成十二年度から実施している中山間地域等直接支払制度は、本年度で一期五年の三期十一年度目になる。一期目から交付単価に変更はないが、傾斜の取り方について過去に会計検査院から指摘があり、農林水産省においても三期については傾斜の取り方を厳正に調査するとの指導があった。また、新しくできた都市計画図に基づいて精査した結果などが、今回交付金が減少した原因の一つと考えている。」との答弁がありました。委員からは、厳しい状況にある中、農林業の果たしている役割は大きく、今回のような措置に対しては、農地耕作者が納得する丁寧な説明が必要であるとの指摘がありました。

七 国民宿舎施設を貸し付けている民間企業との契約内容の変更点等についてただしたのに対し、「十年契約で当初の契約内容に変更はなく、年間六

十四 五條市コミュニティバスの運行時刻についてただしたのに対し、「市民アンケートの結果は奈良県立五條病院への通院目的が一番多く、一台で運行することからその診療時間に合わせることに小・中学校の登下校時間を中心に考えた。」等の答弁がありました。委員から、市民の足となるネットワーク構築のためにもJR和歌山線の発着時刻にも対応した運行時刻を設定すべきであるとの提言がありました。

十五 小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの同時接種を受けて亡くなられた方に対するお悔やみとともに日本脳炎ワクチン未接種児の対策についてただしたのに対し、「平成二十二年六月から三歳から五歳までの一期の定期接種を実施しており、本年二月と三月にはそれ以外の方の追加分の接種を行っている。平成二十三年度と平成二十四年度にかけて、五年間のブランクがあった方全てに受けていただく方向で現在進めているところである。六月から実施した三歳から五歳の対象者五百九十人のうち、五百六十五人が接種し、接種率九五・八パーセントである。」等の答弁がありました。

十六 先の十二月定例会で提言した広告付き窓口用封筒の導入に向けての取組状況と五條市の広告収入についてただしたのに対し、「市内業者に前回と同様に窓口用封筒の製作及び寄附に関する依頼をしているところであり、間もなく三社目のスポンサーが決定すると思われるので、決定次第印刷をして活用してまいりたい。また、市の広告収入としては、五條市ホームページのバナー広告と広報五條の広告料として当初予算に六十七万二千元を見込んでいます。」等の答弁がありました。委員から、窓口用封筒については市内業者にこだわることなく、市として適切な対応を求めるとともに広告収入についての意識改革を求める意見がありました。

十七 大塔町中井傍で発生した火災の状況等についてただしたのに対し、「二月五日に発生した建物火災は、午前五時七分に携帯電話から消防署に通報が入り、大塔分署のポンプ車に午前五時八分に出動指令を出し、軽四輪支援車二台と職員五名、また、地元消防団、消防本部の応援出動が午前五時二十八分に現場到着した。ほぼ鎮圧できたのが午前七時五分で完全鎮火が八時十分であった。普段から訓練として、消防水利の点検やポンプ操法、中継訓練などを行っている。」等の答弁がありました。委員から、市民の安全・安心のため、消火栓のない地区における簡易水道の設置の要望がありました。

十八 定期監査結果報告書の総括について。

(一) 新年度においても退職や人事異動、財務会計システムの入替えにより支出負担行為などの会計事務に混乱や不適切な事務処理が起ることとも予想されるところである。所管課長と連携して研修会等の開催などにより防止対策を図りたいという指摘について、今後の対応をただしたのに対し、「新しい財務会計システムの導入に対しては、三月と四月に操作研修会を計画している。」等の答弁がありました。

(二) 平成二十二年度以前に指定管理者制度により管理を行っている施設について所管課の監査を実施し、これらの施設が適正に管理運営され、市民サービスの向上につながっているかなどについて聴取した結果は、おおむね適正に管理運営され、市民サービスの低下が懸念されるようなことは見受けられなかった。しかし、上野公園の指定管理者から平成二十三年度からの管理業務を辞退したい旨の申出があったことについて所管課にも指摘したところであるが、その原因等を分析するとともに、契約期間中の辞退について、協定書に市が損害を被った場合の賠償規定がないことなど問題がある。今後、他の施設も含め検討し、業者の選定や協定書の作成に生かされたいという指摘について、今後の対応をただしたのに対し、「指定管理者との間で業務開始前に基本協定書を締結するが、現在、先進市の事例を調査研究しており、違約金の請求等を規定する方向である。」との答弁がありました。

(三) 税や使用料などの未納額が増加しているが、期限内納税している者には不公平感はない。滞納者には一人ひとりに滞納となる理由があり、その理由により法律や条例に基づく納税の緩和制度等を適正に適用し、悪質者には差押えの執行、家賃については明渡し訴訟など、公正で公平な事務執行に努められたいという指摘について、今後の対応をただしたのに対し、「滞納案件についての納税相談や個々の状況に応じた納入方法などその対策に取り組んでおり、悪質な滞納者には税の公平性を維持するため財産調査などを行い、差押え等の法的措置を講じている。また、奈良県の滞納整理室と連携し、共同で滞納整理を実施している。」との答弁がありました。

(四) 早期退職制度により急激に職員数が減少し、人件費の削減は財政的には歓迎すべきところであるが、一方、職員数の減少による市民サービスの低下が懸念される場所である。日頃から各部署の業務量などを検証し、必要な人員数を見極める必要があるが、本来に必要なところに必要な人員を、不要なところは大幅な削減を、また、民間に委託することにより市民サービスが向上し、経費の削減効果が見込めるところは指定管理者制度の導入など、人事・機構の適正化を含め検討されたいという指摘について、今後の対応をただしたのに対し、「現在、各課に余剰人員はないところであるが、重点配置に留意しながら人員配置を行ってまいりたい。」との答弁がありました。

(五) 各種団体に対する補助金等については、事業計画書、収支報告書などの提出はもちろん、所管課において補助事業の目的や効果の検証を行い、効果の薄い事業については、見直しや廃止の検討に努められたいという指摘について、今後の対応をただしたのに対し、「予算編成方針を示してからは、各課において社会情勢等を踏まえた上で、必要性、妥当性、費用対効果などの検証を行い、所期の目的に達したものは廃止、縮小、整理・統合等の対応をしている。」との答弁がありました。

十九 印刷物等の入札日については、公平性の面から、一定の曜日を定めておくべきであるとの要望がありました。

以上、総括質問が終了し、引き続き各会計別の審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であります。委員から、市長の退職手当、一般職職員数等について質疑があり、「市長の退職手当は二千二百二十万二千二百二十円で、一般職の職員数は、消防職員の採用により昨年度と比較して十名の増加となっている。」との答弁がありました。

一般会計のうち、議会費から民生費についての質疑はありませんでした。次に、衛生費についてであります。

一 塵芥処理費の予算中、新しい塵芥処理施設の建設に係る予算計上についてただしたのに対し、「その関係予算は計上していない。」との答弁がありました。

二 塵芥処理費の予算中、昨年度比で二千万円増額の塵芥収集業務委託料等の内容についてただしたのに対し、「現在、西吉野地区で職員四名、旧五条地区で職員二名が担当し、市直営で行っている塵芥収集業務を民間委託するための増額である。行政経費の削減と職員適正化計画の推進と考えている。」等の答弁がありました。

農林業費から土木費についての質疑はありませんでした。

次に、消防費についてであります。

三 消防費の予算中、新消防庁舎の建設に係る予算計上についてただしたのに対し、「その関係予算は計上していない。」との答弁がありました。教育費から予備費についての質疑はありませんでした。

次に、一般会計歳入についてであります。

四 年々減少している固定資産税の状況についてただしたのに対し、「固定資産税には三年ごとの評価替えがあり、地価公示価格の下落が路線価に反映され、税収減の原因となっている。滞納繰越分についても景気の落ち込みにより納税が困難な状態に陥っていると考えている。」との答弁がありました。

午後二時三十六分に休憩をし、午後二時四十五分から審査を再開しました。

次に、特別会計のうち、国民健康保険特別会計についてであります。

五 他会計繰入金の予算中、法定繰入分の予算額についてただしたのに対し、「他会計繰入金五億七千万円中、一般会計繰入金四億七千万円のうち、法定内の繰入金二億六千万円、法定外の繰入金一億四千万円である。」との答弁がありました。

次に、企業会計についてであります。

六 長年続いている水道水のかび臭対策についてただしたのに対し、「奈良県と吉野川水域の市町村で調査を進めているが、原因の特定した対策はできていない。現在は、活性炭の投入による対策となっているが、各施設の改修等も検討している段階である。」等の答弁がありました。委員からは、科学的な方法等によりその原因を究明する取組の強化についての提言がありました。

以上、当委員会に付託されました議第二十二号から議第三十一号までの十議案につきましては、慎重審査を経て一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の全てが終了したため、審査日程を一日残り十日に予算審査特別委員会を閉会しました。

以上、御報告を終わります。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本十議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第六、本日提出されました議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十三号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の一部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。樫内教育部長。

〔教育部長 樫内成吉登壇〕

○教育部長（樫内成吉） ただいま上程いただきました議第三十三号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の追加第二号の議案書二ページを御覧願います。

本条例の一部改正につきましては、先ほど議第三十二号にて「町の区域及びその名称の変更について」御議決いただきましたことに伴い、その区域内にある五條市賀名生の里歴史民俗資料館の位置について名称変更する必要があるため、五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例第二条中「五條市西吉野町和田二七番地の一」を「五條市西吉野町賀名生五番地」に改めるものでございます。

附則において、この条例は規則で定める日から施行するとしております。

以上で議第三十三号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第七、本日提出されました議第三十四号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十四号 五條市簡易水道設置条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十四号 五條市簡易水道設置条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。
追加議案書の三ページを御覧願います。

このたびの改正は、議第三十二号により上程されました西吉野町和田、町の区域及びその名称変更に伴いまして同地区の簡易水道給水区域の表示変更を行うもので、五條市簡易水道設置条例第二条第十一号中、「西吉野町和田」の次に「西吉野町賀名生」を加えるものでございます。
なお、この条例は規則で定める日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第八、本日提出されました議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十五号 工事請負契約の締結について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）ただいま上程いただきました議第三十五号 工事請負契約の締結につきまして提案理由の御説明を申し上げます。
議案書五ページを御覧いただきたいと存じます。

契約の目的は、五條中学校校舎A棟耐震補強工事であり、契約の方法は、総合評価落札方式一般競争入札で、設計金額は、消費税抜きで二億三千四百四十万円でございます。

また、本入札の落札金額は、一億九千七百十万六千円であり、契約金額は消費税込みで二億六百九十六万一千三百円。

契約の相手方は、キタムラ・松田産業特定建設工事共同企業体代表者、株式会社キタムラ代表取締役坂本速人でございます。

なお、請負率は八五・一八パーセントでございます。

本入札の参加資格は、五條市建設工事等競争入札参加資格のうち建築一式工事の資格を有する建設業者二者で構成される特定建設工事共同企業体で、共同企業体の条件として代表者はA等級、その他の構成員がB等級の者として一月二十四日に公告し、二月二十八日の提出期限に三共同企業体が入札に参加し、三月十四日に入札が行われ、その結果につきましては、次のとおりでございます。

なお、金額につきましては消費税抜きとなっております。

キタムラ・松田産業特定建設工事共同企業体代表者、株式会社キタムラ一億九千七百十万六千円、技術評価点一一八・七〇点。

田原建設・本迫建設特定建設工事共同企業体代表者、株式会社田原建設一億九千七百十万六千円、技術評価点一一七・八〇点。

秋本建設・坂田工務店特定建設工事共同企業体代表者、秋本建設株式会社一億九千七百十万六千円、技術評価点一一五・二〇点でございます。

落札者決定に当たっては、三者とも同額ですので、技術評価点の一番高い者が落札者となります。

工事の概要は、校舎A棟の耐震補強工事で、鋼板内蔵外付RCブレース新設が十九構面、梁間方向フレーム内間柱新設が八箇所、耐震壁新設工事一式、はり増し打ち補強工事一式となっております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）今回の入札では最低制限価格は設けてなかったのかどうか。設けておられたんでしたら、その金額を言うてくれますか。

○議長（川村家廣）吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄）十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

最低制限価格は設定しておりました。

金額は、一億九千七百六十万六千円でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）入札金額と一緒にですか。はい、わかりました。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第九、発議第三号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第三号 奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため公的存続法の早期成立を求める意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十三年三月十六日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会

委員長 峯 林 宏 政

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会峯林宏政委員長。

〔議会運営委員長 峯林宏政登壇〕

○議会運営委員長（峯林宏政）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第三号 奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため公的存続法の早期成立を求める意見書につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため公的存続法の早期成立を求める意見書（案）

奈良社会保険病院の存続については、一昨年の第百七十三臨時国会において社会保険病院・厚生年金病院等の公的存続法案が提出された。

しかし、第百七十四通常国会において、衆議院では可決されたものの、参議院においては国会会期不足から審議未了による廃案とされた。

社会保険病院・厚生年金病院の現保有者である独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO、以下「整理機構」）が昨年九月末に解散となることから、先の第百七十五臨時国会において整理機構の二年延長法案が提出された。

しかし、整理機構は施設を売却・譲渡し、年金、健康保険財政に資することを目的とした独立行政法人であり、その延長が将来にわたる安定的な施設の存続や、継続性のある地域医療の提供を担保するものではない。

売却や譲渡への不安は、医師及び看護師などの離職を招き、地域に必要な診療科の不足や閉鎖など医療サービスの低下のみならず、地域住民の生命をも脅かしかねないだけでなく、奈良県の医療体制にも重大な影響を及ぼすことも危惧される。

救急、小児救急医療や産科医療などの不採算医療、看護師不足改善への貢献など、地域医療の崩壊を食い止め、これまで続けてきた公的な医療機関

としての機能を安定的に提供し、充実させていくためにも、引き続き奈良社会保険病院が公的な医療機関として存続することが必要と考える。
更に、全ての国民が等しく良質な医療サービスが受けられるためにも、国の責任において社会保険病院・厚生年金病院等の公的存続法案を速やかに成立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十六日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（川村家廣）次に日程第十、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 発議第四号 医師、看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十三年三月十六日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会

委員長 峯 林 宏 政

○議長（川村家廣） 提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会峯林宏政委員長。

〔議会運営委員長 峯林宏政登壇〕

○議会運営委員長（峯林宏政） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第四号 医師、看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

医師、看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとでも、医師・看護師などの懸命な努力によって支えられてきた。

しかし、医療現場は長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や、医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人員不足で努力だけでは限界にきている。

安全・安心の医療・介護実現のために、看護師など夜勤交替制労働者の大幅増員と労働条件の抜本的改善は不可欠となっている。

医療・社会保障予算を先進国（OECD加盟国）並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められている。

以上の趣旨から、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。

記

一 ILO（国際労働機関）看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を一日八時間、週三十二時間以内、勤務間隔を十二時間以上とすること。

二 医療、社会保障予算を先進国（OECD加盟国）並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。

三 国民（患者・利用者）の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十六日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（川村家廣）次に日程第十一、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第五号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対することを求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十三年三月十六日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会

委員長 峯 林 宏 政

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会峯林宏政委員長。

〔議会運営委員長 峯林宏政登壇〕

○議会運営委員長（峯林宏政）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第五号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対することを求める意見書につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対することを求める意見書（案）

菅首相は、第七十七国会の施政方針において、貿易・投資の自由化を経済成長につなげることをうたい、米豪などがアジア太平洋地域の貿易自由化の枠組みづくりを目指すＴＰＰに関し、「今年六月をめどに、交渉参加について結論を出す」と参加に前向きな姿勢を示した。

ＴＰＰは、原則として全ての品目の関税を撤廃する協定で、農林水産省の試算でも、我が国の食料自給率は四〇パーセントから一四パーセントに急落し、米の生産額は九〇パーセント減、砂糖、小麦はほぼ壊滅するとされている。

また、農業生産額四・一兆円、多面的機能三・七兆円喪失、実質ＧＤＰ七・九兆円、雇用が三百四十万人減少するとしている。

このように、重要な農産品が例外なしに関税が撤廃されれば日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上と、ＴＰＰ交渉への参加は絶対両立しない。

今求められることは、食料を更に外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食料需給に正面から向き合い、四〇パーセントに過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えるところであり、ＴＰＰ交渉への参加には反対することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十六日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（川村家廣）次に日程第十二、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第六号 南和地域における産科入院体制の充実を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十三年三月十六日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会

委員長 峯 林 宏 政

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会峯林宏政委員長。

〔議会運営委員長 峯林宏政登壇〕

○議会運営委員長（峯林宏政）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第六号 南和地域における産科入院体制の充実を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

南和地域における産科入院体制の充実を求める意見書（案）

奈良県の三分の二の面積を占める南和医療圏における医療の現状を打開するため南和の医療等に関する協議会においては、南和地域の公立三病院を一つの救急病院と二つの地域医療センターに再編し、地域全体で病院を支えるための方針が示されました。

救急病院は、急性期中核病院で地域・へき地医療、がん、糖尿病等に特徴を持ち、二百五十床程度の規模に医師や看護師、設備を集約化した病院を目指しており、地域医療センターは、長期療養入院患者に対応し、内科、整形外科などの外来機能を持たせ、各九十床程度の規模となっています。

また、救急病院に産婦人科は常設となっておりますが、妊婦健診のみで、分べんは当県立医大のメディカルベースセンターとの連携により対応するとなっております。

特に本市においては、南和地域全体における出生数の約半数を占めながら、その大半は市外での分べんとなっております。多少なりとも産科の需要がありながら、本市に住まいする妊産婦は、安心して子供を産み育てることのできる環境からは、程遠い現状となっています。

つきましては、このような現状を改善するためにも、分べん機能の体制が備わった救急病院の設置を強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十三年三月十六日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（川村家廣）この際、お諮りいたします。

各常任委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（川村家廣）この際申し上げます。

去る一日の益田議員の発言につきましては、後日会議録を調査して不穏当発言があった場合には善処いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は十八日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思います。お諮りいたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（川村家廣）この際申し上げます。

一般質問で市長からの確な答弁が得られませんでした。付託議案の審査を行いました厚生建設常任委員会において、去る二月十七日に開催された南和の医療などに関する協議会の第三回協議会において審議合意された内容のうち、周産期医療については二十四時間分べんに対応するための医師、助産師の確保が困難な状況を踏まえ、地域で妊産婦検診、医大メデイカルベースセンターで分べんを行うという体制を整備する。ただし、医療従事者の確保、一定の需要のめどが立った際には、体制について再検討するという報告がありました。

この協議会において、吉野市長は産科の分べんが当面休診となることについては、何ら異議は申ししておりません。市長は産科の設置を望んでいると発言しておりますが、自分の意思を明確に南和の医療などに関する協議会で発言すべきであります。

以上、申し入れます。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十三年度各会計予算を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚く御礼申し上げます。

理事者側各位には事務事業の執行に際し、本会議各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成二十三年第一回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに東北地方太平洋沖地震への対応について、御報告申し上げます。

皆様御存じのとおり、去る三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード九・〇と国内観測史上最大規模となり、非常に大きな津波を伴って、東北地方を始めとした東日本に著しく甚大な被害をもたらしました。

このたびの災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、被災された皆様に関心をお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と皆様の御健康を心からお祈り申し上げます。

さて、私は、人道的な立場から被災者支援のため、発生後、直ちに「五條市東北地方太平洋沖地震災害支援本部」の設置を指示したところであります。

す。

同災害支援本部では、義援金や支援助物資また災害ボランティア等につきまして、市民の皆様からの問い合わせに迅速に対応できるよう準備をしています。

なお、具体的な支援内容としては、三月十二日午前零時五分に五條市消防本部から人員七名、消防車一台、救急車一台からなる緊急消防救助隊を宮城県へ派遣いたしました。同隊には、特に事故などには注意するよう指示をしたところであります。

同隊は、十三日午後から、同県山元町の山下中学校を拠点として、約八十名が不明となっている水没した老人ホームで救助活動を行っておりますが、本日、午前二時に奈良市での放射線検査を終えて、無事本市に帰着いたしました。職員・機材とも異常なしとの報告を受けております。

また、十四日午後四時に、五條市消防本部から交代要員七名が本市を出発し、現在、同地で救援活動に従事しております。

更に、水道課におきましては、奈良県水道災害相互応援に関する協定に基づき、関係機関から要請があればすぐに対応できるよう準備が整っている状況であります。

また、義援金につきましては、去る三月十四日から日本赤十字社奈良県支部が受付を開始したところであり、同時に日本赤十字社奈良県支部五條市地区でも義援金受付窓口が設置されたところであります。

当市といたしましても、昨日、百万円の義援金を日赤奈良県支部を通じて被災地へお贈りしたところでございます。

また、市本庁舎及び両支所などに義援金箱を設置し、ホームページに掲載するなど、市民の皆様にご支援、御協力を呼び掛けているところでございます。

また、今現在では、全体の被害も判明していない状況でございますが、今後の被害状況からどのような支援ができるか等、国や奈良県との連携を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

このような状況から、今後あらゆる要請等に迅速・的確に対応できるよう万全を期してまいりたいと考えております。

続きまして、去る二月二十八日に本市六倉町で感染が確認されました、高病原性鳥インフルエンザについて御報告申し上げます。

本市での感染に先立ち和歌山県等での鳥インフルエンザ発生を受け、本市でも対策本部を設置し、予防対策を進めていたにもかかわらず県内初の感染が確認されたことは、大変遺憾であります。

しかし、遺伝子検査での感染確認後、直ちに殺処分を開始し、三月五日には埋設作業が完了いたしました。

同時に、半径一〇キロメートル圏内の養鶏場で、鶏の感染確認検査を行った結果、全て陰性だったことが確認され、移動制限が緩和されている状況であり、早ければ二十九日午前零時に移動制限が解除される予定であります。

この間、県を始め各種作業等に従事いただきました関係各位に、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げる次第であります。

さて、去る三月一日に開会されましたこのたびの定例市議会におきましては、平成二十三年度一般会計予算案を始め、多数の重要案件につきまして長期間にわたり慎重な御審議を賜り全ての諸議案に対し、原案どおり御議決を賜りました。心から御礼を申し上げます。

会期中に議員各位から寄せられました貴重な御意見や御提言につきましては、今後の行政運営に十分反映をさせていただくところであります。

そして、先ほど議長から申されました南和医療の問題につきましては、私といたしましては、基幹病院、全ての産科も含めて私は要求しております。私の発言は間違いなく、先ほど申されました意見は、私と異なっております。五條病院は五條で、そして産科も小児科も基幹病院として、私は最初からずっと言うております。それは間違いございませんので、私の意見として申し上げます。

さて、早いもので今議会が私にとりましては、任期最後の議会となりました。在任中、川村議長を始め議員各位並びに市民の皆様方から賜りました御支援と御協力に感謝の気持ちで一杯でございます。

この四年間を振り返ってみますと、いろいろな出来事が思い出されます。

まず、最初にここに座ったとき、全く身に覚えのないことで百条委員会を設置され、私は検察庁に告発されたと、これは不起訴になりましたけれども、そういうことも私は四年間の中で大変残念に思っております。

また教育長が二年間もいなかった、また日本脳炎ワクチンの反対もあったということ、いろんな出来事がございました。

今となつては、どれも過去のことと割り切つて、私はまだまだ五條市民に軸足を置いた改革を推進してまいりたいと思っております。

どうか議員各位におかれましても御健康には十分御留意いただきまして、今後とも市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たつての御挨拶に代える次第でございます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣） これをもちまして平成二十三年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後四時四十九分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 川村家廣

署名議員 山口耕司

署名議員 吉田雅範

署名議員 堀川浩美

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議
会
議
長

署
名
議
員

署
名
議
員

署
名
議
員

